○農林水産省告示第二千二百二十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月二日

農林水産大臣　郡司　彰

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマーＳＦＶ222Ｃ	212007	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL:http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第千六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十月二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十月三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　茨城県取手市新町一丁目八番五十号新町第八ビル一階　独立行政法人都市再生機構茨城地域事業本部現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○海上保安庁告示第二百十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	熊石港南防波堤灯台
位置	
所在地	北海道二海郡八雲町（熊石港南防波堤外端）
北緯	四二―〇七―三一
東経	一三九―五九―〇五
変更した事項	
位置	
所在地	北海道二海郡八雲町（熊石港南防波堤外端）
北緯	四二―〇七―三一
東経	一三九―五九―〇七
変更年月日	平成二十四年八月二十四日
名称	江井ケ島港沖海象観測灯浮標
位置	
所在地	江井ケ島港西防波堤灯台（兵庫県明石市）の南方約九五〇メートル
北緯	三四―三九―五四
東経	一三四―五四―三三
変更した事項	
光度	実効光度五九カンデラ
変更年月日	平成二十四年八月二十四日
記事	一時撤去中のところ光度変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第二百十八号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	歌津埼南方仮設灯浮標
位置	
所在地	宮城県本吉郡南三陸町（歌津埼灯台の南方約一・四キロメートル）
北緯	三八―四一―〇六
東経	一四一―三三―三七
変更した事項	
位置	
所在地	宮城県本吉郡南三陸町（歌津埼灯台の南方約一・六キロメートル）
北緯	三八―四一―〇〇
東経	一四一―三三―三七
変更年月日	平成二十四年八月二十四日
記事	一時変更
名称	酒田港南防波堤仮設灯台
位置	
所在地	山形県酒田港（南防波堤外端）
北緯	三八―五六―一一
東経	一三九―四七―三七
変更した事項	
位置	
所在地	山形県酒田港（南防波堤外端）
北緯	三八―五六―一一
東経	一三九―四七―三六
変更年月日	平成二十四年八月二十七日

○海上保安庁告示第二百十九号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	大船渡港湾口第三号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三九―〇一―〇八
東経	一四一―四三―五一
塗色及び構造	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度二〇カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	平成二十四年八月三十日
記事	東北地方整備局釜石港湾事務所管理
名称	大船渡港湾口第四号灯浮標
位置	
所在地	岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三九―〇一―一四
東経	一四一―四三―五三
塗色及び構造	赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度二〇カンデラ
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	平成二十四年八月三十日
記事	東北地方整備局釜石港湾事務所管理

○海上保安庁告示第二百二十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	高知港藻洲潟防波堤灯台
位置	
所在地	高知県高知港（藻洲潟防波堤外端）
北緯	三三―二九―五九
東経	一三三―三三―三四
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十四年八月三十日

○海上保安庁告示第二百二十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度三〇分東経一四三度三〇分、北緯四〇度三〇分東経一四五度一五分、北緯三六度三〇分東経一四四度三〇分、北緯三五度五〇分東経一四一度三〇分、北緯三七度三〇分東経一四二度三〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年十月七日から平成二十四年十月十五日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査